

働き方が多様化している今、採用する際に覚えておきたい

ジョブ・カード制度って何？

—とある会社の社長は、人手不足に悩んでいます。あまり人材育成にお金もかけられないし、人を雇っても長続きしない場合がしばしば。そんな中で会議所ニュースの折込チラシが目にとまりました！

ん？ 有期実習型訓練って、なんだろう…。

会議所ニュースに折込チラシが入っている内容について、会議所にきいてみよう。

—こんにちは。本日はお忙しい中、ありがとうございます。チラシは、「有期実習型訓練」という制度です。現在、パートやアルバイトなど有期雇用で働いている方や新しく入社する方で、正社員への登用を検討していて能力や適性があるのか見極める為に3ヶ月から

6ヶ月の訓練を行って、訓練終了日に正社員にするかどうかを判断する制度です。

有期雇用というのは、期間の定めがある雇用のことだね。

—そうですね。正社員として雇用する際は、試用期間を設けて採用する企業が多いと思います。その試用期間を有期雇用として置き換えるイメージです。

何が訓練に当たる？

訓練というのは具体的に何をすればいいの？
—訓練はOJT(仕事の生産性に直結する訓練)とOff-JT(仕事の生産性に直結しない訓練)を組み合わせて行っていたります。具体的には、営業職の場合だと、OJTではアポイントをとることや資料の準備をはじめ先輩や上司の営業に付いて行くなど、実際の御社の営業の業務をさせてください。Off-JTは仕事の生産性に直結しない、社会人マナーやパソコンでの文書作成の方法等の訓練をしてください。

助成金も出る？

委託することもできるのか。それなら教材を揃えたり研修内容を考えたりしなくても良いね。そうそう、このチラシには「助成金」と書いてあるけど、この訓練には助成金が受けられるのかい。
—はい、一定の条件を満たせば助成金が受けられます。賃金助成と経費助成があつて、中小企業だとOJT・Off-JTともに時間あたり760円の賃金助成があります。Off-JTを外機関に委託した際の受講料や自社内で揃えた教材に対して経費助成があります。また、この有期実習型訓練を終えた方を正社員にする時さらに他の助成金を受けられます。

なるほど、助成金で訓練の負担を減らせるわけだ。
この訓練は誰でも受けることができるのかい。
—いいえ、要件がございます。詳しくはリーフレットを見ていただければと思いますが、大きく2つ注意してもらいたい点があります。「訓練実施分野において過去5年以内におおむね3年以上通算して正規雇用されたことがある者」と「訓練実施分野であるか否かに関わりなく過去10年以内に同一企業において、おおむね6年以上継続して正規雇用として就業経験がある者」は助成金支給対象外になります。

そうか、求職者にもメリットがあるのか。
—はい、審査や計画書類の作成は必須です。提出書類については正直簡単とは言えませんが、私たちジョブ・カードサポートセンターは年間およそ110コースの計画書類の作成をサポートしている実績がございます。様々な業種や職種の企業様に寄り添って、ご提案させていただきます！

—はい、審査や計画書類の作成は必須です。提出書類については正直簡単とは言えませんが、私たちジョブ・カードサポートセンターは年間およそ110コースの計画書類の作成をサポートしている実績がございます。様々な業種や職種の企業様に寄り添って、ご提案させていただきます！

—先ほど訓練終了日に正社員にするか判断すると申しあげましたが、訓練生の承知も必要になるので、本人も仕事内容に納得して正社員に登用することが出来ます。さらに入社前に訓練カリキュラムや判断項目を提示することで、働く上での不安を

求職者にもメリットがある？

助成金を受けながら正社員への登用を検討できるんだね。でも、この制度は求職者にもメリットがあるの？
よし！訓練開始に向けてがんばってみよう！

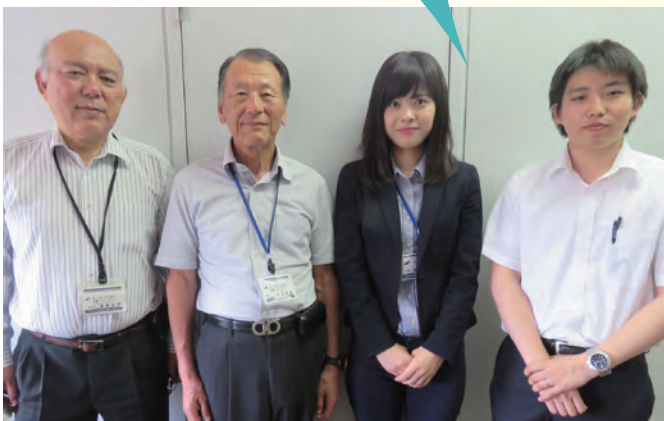


詳しくは折込チラシをご覧ください

ジョブ・カードサポートセンターって何？



ジョブ・カードサポートセンターとは、厚生労働省の委託事業として「ジョブ・カード制度」を富士・富士宮地区の企業に普及促進するために、富士商工会議所に4年前より設置されたセンターです。各種訓練活用にあたって、各企業にマッチした提案をしています。直接来ていただくことももちろん、電話・メールでも相談をお待ちしております。お気軽にご連絡ください。



富士ジョブ・カードサポートセンター

TEL.0545-52-0995 E-mail: job@fuji-cci.or.jp